

平成30年度 自治会除雪の助成制度について

新潟市では、国、県、市が除雪を計画している道路以外の市道、農道、私道、法定外道路を、自治会や町内会が除雪業者に依頼して除雪・排雪作業をし、その費用を支払った場合、助成のための報奨金を交付しますのでご利用ください。

1. 助成の対象となる道路

国、県、市が除雪する道路 以外の市道	農道	私道	法定外道路
-----------------------	----	----	-------

※ 除雪計画路線図は、平成30年12月2日の区だより、または西区役所建設課維持係、各出張所、連絡所でもよくご確認ください。

※ アパートやマンションの敷地内通路や駐車場は対象外です。

※ 市が除雪する道路は降雪状況や交通状況により遅れる場合がありますが、何とぞ、ご理解をお願いいたします。また、玄関前や道路脇に雪が残ることがありますが、各家庭で除雪を行い、必要に応じて地域のみなさまで助け合いをお願いいたします。

※ 市の除雪出動基準は積雪10cm以上でなおかつ気象情報から更に降雪が予想される場合、排雪基準は降雪により交差点や路肩に雪が集積され交通可能な幅員が困難になると困難なると判断される場合となっています。自治会においても、できるだけこの基準に沿って助成制度を利用していただくよう、ご協力をよろしくをお願いいたします。

2. 報奨金の交付

(1) 依頼業者が除排雪機械（グレーダー、ブルドーザ、ショベルカー等）で除排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、または補助員を付けた場合も含む。）

- ① 市道除雪の場合 市の基準額の全額
- ② 農道・私道・法定外道路除雪の場合 1回目………市の基準額の1/2の額
2回目以降………市の基準額の3/4の額

(2) 農家組合が農業用トラクターで除排雪をしたとき。（安全確保のために誘導員、または補助員を付けた場合も含む。）

- ① 市道除雪の場合 市の基準額の全額
- ② 農道・私道・法定外道路除雪の場合 1回目………市の基準額の1/2の額
2回目以降………市の基準額の3/4の額

(3) 依頼業者が排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。 市の基準額の全額

【注意事項】

- ア 自治会で費用を支払ったものに限りませう。
(個人が支払った場合は、対象になりませう。)
- イ 機械による除排雪に限りませう。(人力は対象になりませう。)
- ウ 除排雪機械のレンタル料は対象になりませう。
- エ 除雪作業時間には、除雪機械の置き場から除雪実施場所までの行き帰りに掛かる時間(回送時間)も含む機械の稼働時間となります。
- オ 排雪時間は、雪の積込みから排雪の運搬時間とします。(待機時間は含めませう。)
- カ 除排雪終了後、自治会長もしくは代理の方は作業の有無・作業時間等の確認をお願いします。
- キ 市が定めた基準額を限度額とします。(自治会で業者に支払った額が市の定めた額より少ないときは、自治会で業者に支払った額により計算した額を交付します。)
※市の定めた基準額の算定に用いる延べ作業時間に1時間未満の端数が生じたときは、

{	15分未満は切り捨て	}	とします。
	15分以上45分未満は30分		
	45分以上は1時間		
- ク 報奨金の額は100円未満の端数は切り捨てませう。
- ケ 市の定めた昨年度の基準単価は公開しますので、お問い合わせください。
なお、昨年度の基準単価は今年度の基準単価と異なりますので、除雪業者を選定する際等のあくまで目安としてください。
「市の定めた基準単価」を知りたい場合は、業者から除雪機械の名称(種別)、大きさ(規格)、自社の機械かどうかを聞き取ってお問い合わせください。
種別…「スノーローダ」「除雪ドーザ」といった名称
規格…「0.5m³級」「0.5t級」といった機械の大きさ
- コ 農業用トラクターによる除雪作業について
自治会・町内会が農家組合(個人は除く)に依頼し、農業用トラクターで除雪作業を行い、その費用を支払った場合も報奨金を交付します。安全管理面を考慮し、個人に依頼した除雪は対象外とします。
農業用トラクターによる除雪をする自治会・町内会は、雪が降り除雪を実施する前に、除雪を依頼する農家組合名や除雪に使用する農業用トラクターの車両登録番号を、「トラクター除雪事前登録届」に必要事項を記入して提出してください。(毎年度、除雪実施前に1回提出してください。)
除雪作業後に提出していただく実績報告書の余白に、必ず車両登録番号の記入をお願いします。

3 手続きについて

(1) 提出書類 ※同一路線について1回除雪するごとに作成してください。

※様式・記載例は新潟市ホームページからもダウンロードできます。

新潟市トップページ>暮らし・手続き>区の暮らしに関する情報
>西区の暮らしに関する情報>生活全般>除雪費助成について

ア **自治会除雪実施報告**

自治会除雪を実施した場合は、3日以内に、FAXもしくは電話で報告してください。

イ **自治会除雪実績報告書**

押印箇所には自治会代表者の私印を使用してください。(自治会の角印は不可)

記載漏れや誤りがありますと報奨金の支払いが遅れることがありますので、特に、除雪機械の種類、作業時間、金額についてお間違えのないようご注意ください。

添付書類

① **除雪した道路を赤色で示し、延長幅員を記入した町内の路線図** (住宅地図可)

② **自治会が負担する経費の請求書又は領収書もしくは振込明細書の写し**

※ただし、請求書(写し可)を添えて報告した場合は、自治会に報奨金が交付された日から起算して20日以内に、領収書もしくは振込明細書(写し可)を提出してください。

③ **除排雪の作業時の写真(日付入り)**

※1回の申請で、除雪状況写真1枚を添付してください。

※除排雪で使用する車輛のナンバーが確認できるように撮影してください。

(車輛を複数台使用する場合は、車輛ごとに撮影してください。)

※夜間の作業などでナンバーがはっきり確認できない写真でも可とします。

④ **委任状**

自治会の代表者と報奨金振込口座の名義人が違う場合は委任状が必要です。

1回目の実績報告書提出時にお出してください。

⑤ **通帳(表紙をめくり、店名・名義・口座番号の印字のあるページ)の写し**

振込先の口座名義人の記載が不完全により振込できないことがあります。

振込み事故を防ぐために1回目のみご提出いただければ幸いです。

※④委任状・⑤通帳の写しにつきましては、西区地域課へ「自治会等口座振替申込書」を届出済で、「自治会除雪助成」を対象とされている場合は提出不要です。

(2) 提出先及び期限

提出先： ア 実施報告 ・・・西区役所建設課
 イ 実績報告書・・・西区役所建設課，出張所又は連絡所

提出期限： ア 実施報告 ・・・3日以内
 イ 実績報告書・・・**毎月月末まで**

降雪の状況により3月分の提出が4月以降になる場合は、**必ず平成31年4月12日（金曜）までに提出**してください。（期限超過した報告は原則受付不可）

報奨金の支払は基本的に実績報告書を提出した月の翌月になります。

4 お願い

- (1) 道路の除排雪をする場合は、車や通行人に十分注意し、必ず誘導員をつけてください。
- (2) 助成対象路線として認められない場合は報奨金は交付いたしません。助成対象路線などご不明な点は、除雪作業実施後ではなく、必ず事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

○自治会除雪助成については…

西区役所 建設課 管理係 電話：025-264-7661